

第2章 特別支援学校の特性・関連計画等

1. 特別支援学校に求められる教育環境

新たに整備する特別支援学校は、小学部、中学部、高等部と幅広い年齢の児童生徒が12年間にわたり学習する場であることから、その教育活動においては、児童生徒の発達段階を考慮し、障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服して自立し、社会参加する資質を養うため、組織的かつ計画的に行うとともに、家庭との連携を図りながら児童生徒の学習習慣の確立を図る指導を行っていく必要がある。

特別支援教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計における留意事項が示された「特別支援学校施設整備指針」並びに地域の実情を踏まえ、特別支援学校に求められる基礎的な教育環境について、整備する。

2. 目指すべき学校の姿

これまで各務原特別支援学校が大切にしてきた「教育目標」、「教育の重点」を継承しつつ、新たに小学部、中学部を設置することから、今後充実を図る教育機能を次のとおりとする。

- ・児童生徒の生きる力の育成を目指し、一人一人の教育的ニーズに応じ、個々の能力や可能性を最大限に引き出すことができる学校
- ・将来の自立・社会参加を目指した教育課程のもと、保護者、関係機関等と連携して児童生徒一人一人の自己実現を目指す学校

- ・安全・安心な教育環境のもと、児童生徒自身が楽しく豊かに学ぶことができる学校

- ・保護者、市民に開かれ、共生社会の実現を目指す学校
- ・保護者、市民、小中学校教職員に対する特別支援教育に関する情報提供や啓発等、本市の特別支援教育の拠点としての役割を果たす学校

第2章 特別支援学校の特性・関連計画等

1. 特別支援学校に求められる教育環境

新たに整備する特別支援学校は、小学部、中学部、高等部と幅広い年齢の児童生徒が12年間にわたり学習する場であることから、その教育活動においては、児童生徒の発達段階を考慮し、障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服して自立し、社会参加する資質を養うため、組織的かつ計画的に行うとともに、家庭との連携を図りながら児童生徒の学習習慣の確立を図る指導を行っていく必要がある。

特別支援教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計における留意事項が示された「特別支援学校施設整備指針」並びに地域の実情を踏まえ、特別支援学校に求められる基礎的な教育環境を整備する。

2. 目指すべき学校の姿

これまで各務原特別支援学校が大切にしてきた「教育目標」、「教育の重点」を継承しつつ、新たに小学部、中学部を設置することから、今後充実を図る教育機能を次のとおりとする。

- ・児童生徒の生きる力の育成を目指し、一人一人の教育的ニーズに応じ、個々の能力や可能性を最大限に引き出すことができる学校
- ・将来の自立・社会参加を目指した教育課程のもと、保護者、関係機関等と連携して児童生徒一人一人の自己実現を目指す学校

- ・安全・安心な教育環境のもと、児童生徒自身が楽しく豊かに学ぶことができる学校

- ・保護者、市民に開かれ、共生社会の実現を目指す学校
- ・保護者、市民、小中学校教職員に対する特別支援教育に関する情報提供や啓発等、本市の特別支援教育の拠点としての役割を果たす学校

第3章 整備の必要性

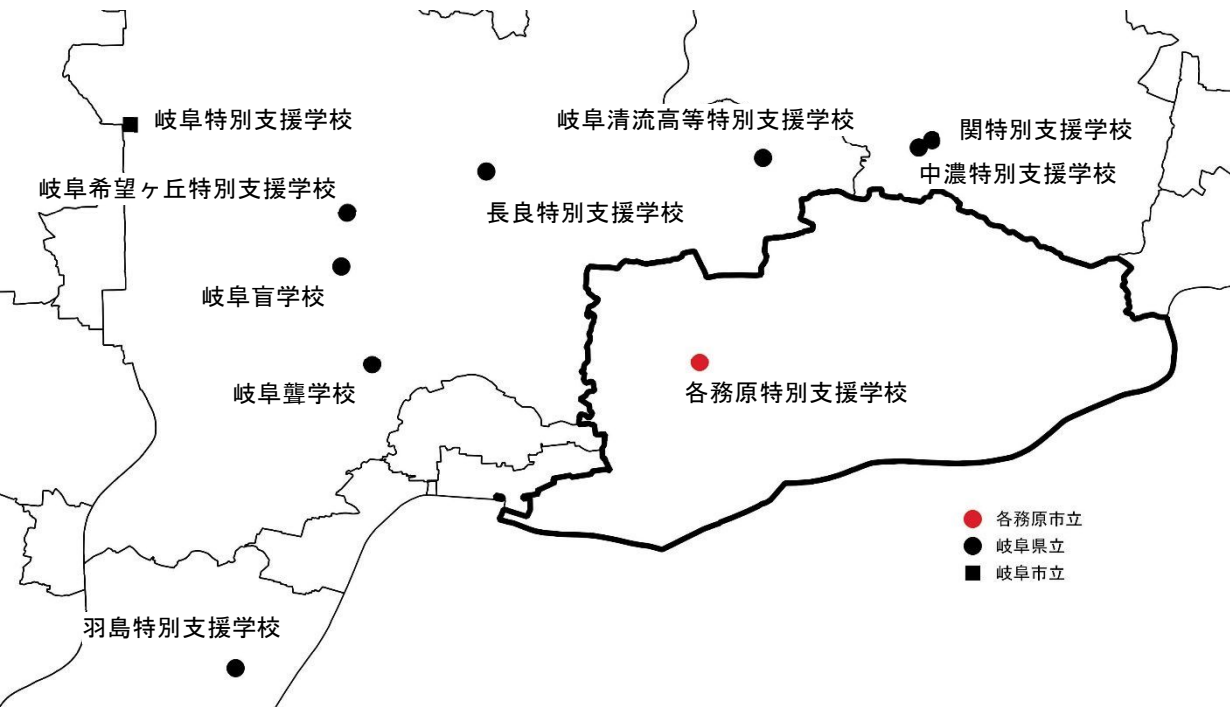
1. 各務原市周辺における特別支援学校の整備状況

特別支援学校では、障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向け、特性に応じた専門的な教育が行われている。各務原市周辺には、それぞれの障がいの種別に対応した岐阜県立の特別支援学校が 8 校あり、市内には、知的障がいのある高等部の生徒を対象とした、各務原市立各務原特別支援学校 1 校が設置されている。

下記の表は、令和２年度の各務原特別支援学校以外の特別支援学校に就学している市内在住の児童生徒数を示しており、合計で 133 人の市内在住の児童生徒が市外（県立）の特別支援学校に通学する状況となっている。

■特別支援学校に通学する市内在住の児童生徒数（令和2年5月1日時点）（単位：人）

学校名	対象とする障がい	小学部						小学部計	中学部			中学部計	小中計	高等部			高等部計	学校計
		1	2	3	4	5	6		1	2	3			1	2	3		
各務原特別支援学校	知的障がい							0				0	0	17	13	19	49	49
市内計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	13	19	49	49
岐阜盲学校	視覚障がい	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	1	1	3	4
岐阜聾学校	聴覚障がい	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	2	1	3	4
長良特別支援学校	病弱	1	1	0	0	1	0	3	0	0	1	1	4	2	0	0	2	6
岐阜希望ヶ丘特別支援学校	肢体不自由	0	0	1	0	0	0	1	0	1	1	2	3	0	0	0	0	3
関特別支援学校	肢体不自由 病弱	0	2	3	2	0	1	8	3	3	1	7	15	2	3	1	6	21
中濃特別支援学校	知的障がい	3	7	0	2	4	3	19	12	5	7	24	43	4	4	4	12	55
羽島特別支援学校	知的障がい 肢体不自由 病弱	5	1	1	0	3	0	10	2	2	0	4	14	1	1	1	3	17
岐阜清流高等特別支援学校	知的障がい							0				0	0	5	9	9	23	23
市外計		11	11	5	4	8	4	43	17	11	10	38	81	15	20	17	52	133
合 計		11	11	5	4	8	4	43	17	11	10	38	81	32	33	36	101	182



■市内及び周辺の特別支援学校

各務原市周辺における岐阜県立特別支援学校の整備状況から、市内にある特別支援学校は、市立で知的障がいのある生徒を対象とした高等部のみであり、肢体不自由や病弱の生徒、小中学部の児童生徒を受け入れる特別支援学校は、市内には無い状況となっている。

【参考】市内在住の対象者数（令和２年５月時点）	
市内在住で特別支援学校への就学が望ましい児童生徒数（Ａ＋Ｂ＋Ｃ）	210人（小学生62人、中学生47人、高校生101人）
（Ａ）市外の特別支援学校へ通学している児童生徒数	133人（小学生43人、中学生38人、高校生52人）
（Ｂ）各務原特別支援学校（高等部）へ通学している生徒数	49人
（Ｃ）地元の小中学校へ通学している児童生徒数	28人（小学生19人、中学生9人）

２．アンケート結果

（１）アンケートの概要

①目的

各務原市の新たな市立の特別支援学校の整備に向け、規模や機能、あり方について検討する際の基礎資料とすることを目的に、関係する小中高生及び未就学児の保護者、教員、PTA 役員に対して、アンケートを実施した。

②調査対象

アンケート調査の対象を以下に示す。

対象者		対象数
小中高生	特別支援学校に通う児童生徒	174
	特別支援学級に通う児童生徒	360
未就学児	福祉の里の利用者 「つくし」 福祉型児童発達支援センター 「たんぽぽ」医療型児童発達支援センター	59
	「つくし」「たんぽぽ」を利用していないが手帳を取得している方 (福祉の里以外のサービスを利用されていると考えられる方)	22
小計		615
その他	小中学校及び各務原特別支援学校の教員（各学校3名）	78
	小中学校のPTA役員（各学校3名）	75
小計		153
合計		768

※児童発達支援事業を行う福祉の里「さくら」の窓口にも設置し、興味のある方に配布

各務原市周辺における岐阜県立特別支援学校の整備状況から、市内にある特別支援学校は、市立で知的障がいのある生徒を対象とした高等部のみであり、肢体不自由や病弱の生徒、小中学部の児童生徒を受け入れる特別支援学校は、市内には無い状況となっている。

【参考】市内在住の対象者数（令和２年５月１日時点）	
市内在住で特別支援学校への就学が見込まれる児童生徒数（Ａ＋Ｂ＋Ｃ）	210人（小学生62人、中学生47人、高校生101人）
（Ａ）市外の特別支援学校へ通学している児童生徒数	133人（小学生43人、中学生38人、高校生52人）
（Ｂ）各務原特別支援学校（高等部）へ通学している生徒数	49人
（Ｃ）地元の小中学校へ通学している児童生徒数	28人（小学生19人、中学生9人）

■障がい種別（主障がい）ごとの小中高在籍数（令和２年５月１日時点）（単位：人）

	小学部	中学部	高等部	計
知的障がい	45	36	86	167
肢体不自由	10	10	5	25
病 弱	5	1	4	10
視覚障がい	1	0	3	4
聴覚障がい	1	0	3	4
合計	62	47	101	210

２．アンケート結果

（１）アンケートの概要

①目的

各務原市の新たな市立の特別支援学校の整備に向け、規模や機能、あり方について検討する際の基礎資料とすることを目的に、関係する小中高生及び未就学児の保護者、教員、PTA 役員に対して、アンケートを実施した。

②実施時期：令和２年７月中に配布、回答期限８月１７日

③調査対象

対象者		対象数
小中高生	特別支援学校に通う児童生徒	174
	特別支援学級に通う児童生徒	360
未就学児	福祉の里の利用者 「つくし」 福祉型児童発達支援センター 「たんぽぽ」医療型児童発達支援センター	59
	「つくし」「たんぽぽ」を利用していないが手帳を取得している方 (福祉の里以外のサービスを利用されていると考えられる方)	22
小計		615
その他	小中学校及び各務原特別支援学校の教員（各学校3名）	78
	小中学校のPTA役員（各学校3名）	75
小計		153
合計		768

※児童発達支援事業を行う福祉の里「さくら」の窓口にも設置し、興味のある方に配布

③アンケート回収状況

アンケート調査の回収状況を以下に示す。

	保護者	教員	PTA役員
配布票数（票）	615	78	75
回収票数（票）	275	76	51
有効回収票数（票）	275	76	51
回収率（％）	44.7	97.4	68.0

（２）アンケート結果のまとめ

特別支援学校に関係する小中高生及び未就学児の保護者、市内小中学校及び現特別支援学校の教員、市内小中学校のPTA役員に対して実施したアンケートの結果を以下に整理する。

【児童生徒の状況】

- ・現在、市内外の特別支援学校に通う児童生徒について、主たる障がい種別の7割以上は知的障がいである。未就学児及び特別支援学級に通う児童生徒を含めると、発達障がいなども含まれるため、知的障がいが6割程度となる。
- ・障がいの程度は、障害者手帳を取得していない割合が4分の1、身体障害者手帳が4分の1、療育手帳が2分の1程度となっており、その半数（全体の4分の1）をB2（軽度）が占めている。精神障害者保健福祉手帳の割合は、非常に低い。

【現在の通学状況】 ※特別支援学校に通学している児童生徒を対象

- ・現在、特別支援学校に通学している児童生徒の通学先は、各務原特別支援学校が最も多く35%、次いで中濃特別支援学校が28%であり、知的障がいを対象とした距離的に近い学校が多い。
- ・通学先の学校の施設については、立地（周辺環境）や教室、作業学習を行う特別教室に満足している割合が高い。
- ・現在の通学方法は、スクールバスが最も多く33%、次いで自転車、徒歩が26%であり、通学時間は9割以上が1時間未満となっている。

【新しい特別支援学校に求められる内容】

- ・学校の場所については、将来的な自立に向けて自力での通学が期待されることから、公共交通機関の駅（バス停）に近いことが重視されており、一方で市街地の周辺にあることや既存の小中学校の近くにあることは、それほど重視されていない。（ただし、自由記入欄には、小中学校や地域との交流を求める意見は多い。）
- ・敷地利用については、当然のことながら校舎を最優先と考えた回答が最も多いが、特別支援学校特有の事情として、次いで駐車場の優先順位が高くなっている。
- ・通学方法については、場所の選定における結果にも表れているが、立地的に可能であれば自身での通学を希望しており、難しい場合にはスクールバスを利用するという意見が多くなっている。

④アンケート回収状況

アンケート調査の回収状況を以下に示す。

	保護者	教員	PTA役員
配布票数（票）	615	78	75
回収票数（票）	275	76	51
有効回収票数（票）	275	76	51
回収率（％）	44.7	97.4	68.0

（２）アンケート結果のまとめ

特別支援学校に関係する小中高生及び未就学児の保護者、市内小中学校及び現特別支援学校の教員、市内小中学校のPTA役員に対して実施したアンケートの結果を以下に整理する。

【児童生徒の状況】

- ・現在、市内外の特別支援学校に通う児童生徒について、主たる障がい種別の7割以上は知的障がいである。未就学児及び特別支援学級に通う児童生徒を含めると、発達障がいなども含まれるため、知的障がいが6割程度となる。
- ・障がいの程度は、障害者手帳を取得していない割合が4分の1、身体障害者手帳が4分の1、療育手帳が2分の1程度となっており、その半数（全体の4分の1）をB2（軽度）が占めている。精神障害者保健福祉手帳の割合は、非常に低い。

【現在の通学状況】 ※特別支援学校に通学している児童生徒を対象

- ・通学先の学校の施設については、立地（周辺環境）や教室、作業学習を行う特別教室に満足している割合が高い。
- ・現在の通学方法は、スクールバスが最も多く33%、次いで自転車、徒歩が26%である。
- ・通学時間は、各務原特別支援学校に通う生徒では、30分以上が40%、そのうち、1時間以上が3%となっている。一方で、市外の特別支援学校に通う生徒では、30分以上が56%、そのうち、1時間以上が8%となっている。

【新しい特別支援学校に求められる内容】

- ・学校の場所については、将来的な自立に向けて自力での通学が期待されることから、公共交通機関の駅（バス停）に近いことが重視されており、一方で市街地の周辺にあることや既存の小中学校の近くにあることは、それほど重視されていない。（ただし、自由記入欄には、小中学校や地域との交流を求める意見は多い。）
- ・敷地利用については、当然のことながら校舎を最優先と考えた回答が最も多いが、特別支援学校特有の事情として、次いで駐車場の優先順位が高くなっている。
- ・通学方法については、場所の選定における結果にも表れているが、立地的に可能であれば自身での通学を希望しており、難しい場合にはスクールバスを利用するという意見が多くなっている。

3. 特別支援学校整備の必要性

【学校整備の必要性】

- ① 市外の特別支援学校への通学は、遠隔となり児童生徒及び保護者の身体的・精神的な負担が大きいこと
- ② 通学の困難さや家庭事情から支援の判定と合致していない地元小中学校を選択せざるを得ないこと
- ③ 地元小中学校では障がいの程度の重い児童生徒がその実態に応じた教育が十分に受けられないこと
- ④ 長年、保護者の方々から特別支援学校の市内設置の要望があること

増加傾向にある特別支援教育が必要な児童生徒を地域全体で受け入れることは、インクルーシブ教育の推進に向けて、障がいのある児童生徒にとっても、障がいのない児童生徒にとっても共生社会の形成に向けて経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で大きな意義を有する。

また、特別支援学校は、在籍する障がいのある児童生徒に対する指導以外に、地域において特別支援教育を推進する「センター的機能」を有している。具体的な機能として、地域の学校や幼稚園、保育所等に在籍する障がいのある幼児、児童生徒の指導方法の助言や、特別支援教育に関する情報提供、本人、保護者に対する教育相談等がある。特に早期支援の観点から、就学前、義務教育段階における相談が多くなってきており、市立特別支援学校の小・中学部の設置により、保育所・幼稚園、小・中学校の教職員や保護者等が相談する場の拡充を図ることができる。

既存の高等部と小中高一貫として整備することで、切れ目のない支援を行うことができるようになり、市内における特別支援教育の更なる充実につながる。

【期待される効果】

- ・ 障がいの状態、特性及び発達段階等に応じたきめ細やかで専門的な教育の充実
- ・ 児童生徒や保護者の負担軽減と身近な地域で教育を受けられる安心感
- ・ 特別支援学校への通学が望ましい児童生徒に適切な指導の実施
- ・ 小中高の一貫校とすることによる切れ目のない指導の実施
- ・ 未就学児の通う児童発達支援センターや幼稚園・保育所との連携の強化
- ・ 障がいのある児童生徒と地域の学校や住民等との交流の機会が増加することによる地域社会における障がい者理解の推進
- ・ 特別支援のセンター的機能の強化

3. 特別支援学校整備の必要性

【学校整備の必要性】

- ① 市外の特別支援学校への通学は、遠隔となり児童生徒及び保護者の身体的・精神的な負担が大きいこと
- ② 通学の困難さや家庭事情から支援の判定と合致していない地元小中学校を選択せざるを得ないこと
- ③ 地元小中学校では障がいの程度の重い児童生徒がその実態に応じた教育が十分に受けられないこと
- ④ 長年、保護者の方々から特別支援学校の市内設置の要望があること

増加傾向にある特別支援教育が必要な児童生徒を地域全体で受け入れることは、インクルーシブ教育の推進に向けて、障がいのある児童生徒にとっても、障がいのない児童生徒にとっても共生社会の形成に向けて経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で大きな意義を有する。

また、特別支援学校は、在籍する障がいのある児童生徒に対する指導以外に、地域において特別支援教育を推進する「センター的機能」を有している。具体的な機能として、地域の学校や幼稚園、保育所等に在籍する障がいのある幼児、児童生徒の指導方法の助言や、特別支援教育に関する情報提供、本人、保護者に対する教育相談等がある。特に早期支援の観点から、就学前、義務教育段階における相談が多くなってきており、市立特別支援学校の小・中学部の設置により、保育所・幼稚園、小・中学校の教職員や保護者等が相談する場の拡充を図ることができる。

既存の高等部と小中高一貫として整備することで、切れ目のない支援を行うことができるようになり、市内における特別支援教育の更なる充実につながる。**また、遠隔地への通学に伴う早朝からの登校準備など、児童生徒や保護者にかかっていた負担が軽減されることにつながる。**

【期待される効果】

- ・ 障がいの状態、特性及び発達段階等に応じたきめ細やかで専門的な教育の充実
- ・ 児童生徒や保護者の負担軽減と身近な地域で教育を受けられる安心感
- ・ 小中高の一貫校とすることによる切れ目のない指導の実施
- ・ 未就学児の通う児童発達支援センターや幼稚園・保育所等との連携の強化
- ・ 障がいのある児童生徒と地域の学校や住民等との交流の機会が増加することによる地域社会における障がい者理解の推進
- ・ 特別支援のセンター的機能の強化

第6章 事業の進め方

1. 整備スケジュール

令和3年度に基本設計に着手し、令和5年度頃から建築工事を行うなど、令和7年度の開校に向けた整備を想定する。なお、新たな特別支援学校の開校に合わせて、現在の各務原特別支援学校は閉校する。

2. 整備手法の検討

- 国の補助金（小中学部：公立学校施設整備費負担金：補助率 1/2、高等部：学校施設環境改善交付金：補助率 1/3）を前提とした公設公営が基本となる。
- P F I 事業（B T O方式）として実施することが考えられるが、運営部分は公共が実施するため、創意工夫の余地は小さく、費用対効果の面から採用の可能性は低い。
- 部分的な民間委託により、サービス水準を維持しながらコスト縮減が期待できる業務については、民間企業の活用を前提とした民間委託方式を検討する。

第6章 事業の進め方

1. 整備スケジュール

令和3年度に基本設計に着手し、令和5年度頃から建築工事を行うなど、令和7年度の開校に向けた整備を想定する。なお、**既存の各務原特別支援学校の機能は、新たな特別支援学校へ移転する。**

2. 整備手法の検討

- 国の補助金（小中学部：公立学校施設整備費負担金：補助率 1/2、高等部：学校施設環境改善交付金：補助率 1/3）を前提とした公設公営が基本となる。
- P F I 事業（B T O方式）として実施することが考えられるが、運営部分は公共が実施するため、創意工夫の余地は小さく、費用対効果の面から採用の可能性は低い。
- 部分的な民間委託により、サービス水準を維持しながらコスト縮減が期待できる業務については、民間企業の活用を前提とした民間委託方式を検討する。